



1, 趣旨

町内等の公民館活動の充実を図るため、公民館において地域の教育活動の振興や社会福祉の増進に寄与することを目的とする講座を開設するものに対し、「川越市町内公民館講座開設補助金」を交付し、その活動を支援します。

2, 補助要件

- 事業内容
 - ア 子どもの学びや育みを地域全体で支援し、地域の教育力を高めることを目的とするもの
 - イ 家庭生活の改善や向上を目的とするもの
 - ウ 地域住民としての自覚を高め、地域社会の調和と発展を目的とするもの
- 講座数 上記の講座の開設回数が年間9回以上、そのうち上記アを目的とする事業数は、補助対象事業数の3分の1を下回らないこと。
(開設対象期間 令和3年4月1日～令和4年3月31日)
- 講座1回当たりの開催時間は問わないこととする。(令和3年度限り)
- 講座1回当たりの参加人数が延べ15人以上であること。(令和3年度限り)

3, 対象となる事業

【講座事例】

ア 子どもの学びや育みを地域全体で支援し、地域の教育力を高めることを目的とするもの	
学校支援ボランティア体験	小学校の校庭の清掃や手入れの指導
ふれあいグラウンドゴルフ大会	子ども、大人、高齢者混合チームによるグラウンドゴルフ大会
鎮守の森保全体験	境内の手入れと神社を守る人の思いにふれる
子ども広場づくり	安心して遊べる町内づくりワークショップ
ハロウィン大会	仮装した子供たちを写真撮影し、お菓子等はお持ち帰りとする
書き初め大会	冬休みの宿題の書き初めを書道の先生に指導を受ける
クリスマス会	ビデオ鑑賞、手品などを披露する。お菓子等はお持ち帰りとする
餅つき大会	少人数ごとに五月雨方式で入退場を行い、お餅はお持ち帰りとする
イ 家庭生活の改善や向上を目的とするもの	
介護教室	家庭介護のポイントを習う
健康体操教室	家庭でできる健康体操を習う
ウォーキング講習会	健康増進につながる歩き方を習う
作品展	地域住民の様々な作品を展示し、趣味を広げる機会とする
ウ 地域住民としての自覚を高め、地域社会の調和と発展を目的とするもの	
地域ぐるみでする防犯対策会	泥棒が活動しにくい町内づくりに向けて対策説明会
リサイクル教室	環境関係等の施設見学とリユースについて学ぶ
地域の歴史散策	伝統行事や史跡を見学し、地域の歴史を学ぶ
リサイクル品回収	家庭より回収し、環境意識を高める

次のいずれかに該当する場合は、補助対象事業とはなりません。

- ・ 営利目的または報奨を受けて行う事業
- ・ 本市や他の団体などから補助や委託を受けて行う事業
- ・ 特定の政治・宗教・選挙活動を目的とする事業
- ・ 公序良俗に反するおそれがあると認められる事業

4, 補助対象となる経費

補助の対象となる経費は、**事業実施に直接必要となる経費**です。

補助の対象となる経費の例は、次の表のとおりです。ご不明な点等につきましては、事前にお問い合わせください。

《補助対象経費の例》

項目	補助対象経費
報償費	講師等への謝礼
需用費	消耗品等の購入費
役務費	会場設営、運搬費、保険料等
使用料及び賃借料	物品等のレンタル料
その他	その他、市長が認める経費

次のような“**団体運営のための経費**”は、補助の対象経費となりません。

- (1) 団体の構成員による会合等の飲食費
- (2) 団体の構成員に対する人件費や謝礼等（事業として必要な場合を除く。）
- (3) 団体が日常的に使用する物品の購入・修繕費

5, 補助金額等

○補助率は、補助対象経費の**2分の1**を限度とします。

◎補助限度額 40,000 円

支出合計額(経費)57,500 円の場合 ⇒ 申請額 28,750 円

支出合計額(経費)83,000 円の場合 ⇒ 申請額 40,000 円

○新規講座の有無により補助額を2区分**補助額A**、**補助額B**を設けました。

どちらの補助区分を申請するか選択してください。

補助金の額は、対象世帯数の区分に応じた補助額を限度とします。(十円未満は切捨)

No.	対象世帯数(R3.4.1)	補助額
1	399世帯以下	35,000円
2	400世帯以上 799世帯以下	40,000円
3	800世帯以上 1,199世帯以下	45,000円
4	1,200世帯以上 1,599世帯以下	50,000円
5	1,600世帯以上 1,999世帯以下	55,000円
6	2,000世帯以上	60,000円

補助額A、補助額Bについては「6,補助額区分について」を参照してください。

6, 補助額区分について

詳しくは、「7, 補助額Aの申請の際の条件」を参照してください。

補助額A 新規講座を開設し補助額Aの申請を希望する町内公民館

新規講座数の多い上位10公民館(件)程度※については、申請額通り交付します。新規講座数が同数の場合は、Aの区分において新規講座を多く開催している公民館を優先とします。

※補助額Aの対象となる公民館数は、補助額Bにおいて、いずれの公民館も交付額が10,000円を下回らない範囲内で定めます。

補助額B 新規講座を開設しないまたは補助額Aを希望しない町内公民館

予算額から補助額Aの交付総額を差し引いた額を按分し、補助額を交付します。申請総額が予算額を下回った場合には申請額を交付します。

注意) 申請額40,000円を申請した場合でも、申請者数、補助区分により交付額が10,000円程度になることもあります。申請額が必ず交付されるものではありません。また、事業の変更等が生じた場合には交付済の補助金を返還していただく必要があります。

7, 補助額Aの申請の際の条件 **新規講座数の多い上位10(件)公民館程度に交付します。**

①**新規講座を開設する** ※新規講座のみ、申請書に初めて開設した年度を記入します

過去5年度以内に初めて開設した講座が対象

例 令和3年度を申請 →平成28年度以降に初めて開設した講座が対象

○ 平成28年度に初めて開設した講座を令和3年度に開催する

○ 令和元年度に初めて開設した講座を令和3年度に開催する

× 平成27年度に初めて開設した講座を令和3年度に開催する

新規講座の定義・地域の要望、時代の変化に合わせて講座内容を変更したものを
含む。(例 オフラインからオンライン開催に変更して実施)

・例年開催している社会見学の行き先の変更、親睦会は対象外です。

②**新規講座に支出した領収書の写しを提出**

実績報告書提出時に新規講座のみ領収書(写し可)を添付する。

※添付がなかった場合には一部返金の必要があります。

上記②の対応が難しい場合には、新規講座を開催しても、**補助額B**として申請してください。
その際には、交付申請書に**補助額B**で申請するに○をする。(領収書の提出は不要です)

8, 提出書類

申請に必要な次の書類を提出していただきます。(様式は、市のホームページにも掲載しています。また各公民館に御用意しています。)

(1) 町内公民館講座開設補助金交付申請書(様式第1号)

(2) 事業計画書(様式第2号)

(3) 収支予算書(様式第3号)

(4) 振込依頼書

9, 申請締め切り期限

令和3年11月2日(火)

10, 審査の基準

申請のあった事業については、**2, 補助要件**に基づき審査し、予算の範囲内で補助金を交付します。

11, 結果の通知

補助金の交付額については、11月下旬頃、交付決定通知書を各町内公民館長宛に通知します。

12, 補助金の交付

令和3年12月下旬頃を予定しています。

13, その他(新型コロナウイルス感染症対策について)

事業の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症対策を十分に行い実施していただくことをお願いします。(3密回避、手指消毒、マスクの着用、検温等)

【お問い合わせ】

川越市 教育総務部 中央公民館
〒350-0054 川越市三久保町18-3
電話 049-222-1394
Fax 049-226-2006

【個人情報の取扱いについて】

提出書類に記載されている個人情報については、川越市町内公民館講座開設補助金の実施に必要な範囲以外では使用しません。